

## 中欧3か国、ドナウ特許庁の設立に合意

2012年3月31日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ハンガリー知的財産庁（HIPO）は、3月27日、ハンガリー、オーストリアおよびルーマニアの中欧3か国によるドナウ特許庁（DPI：Danube Patent Institute）の設立に3庁が合意した旨、プレスリリースを行った。

同プレスリリースによれば、ドナウ特許庁は、中欧地域における PCT の国際調査機関（ISA）および国際予備審査機関（IPEA）となることを目的として設立を目指している。ブダペストに本拠地を構えて管理業務の中心としての役割を担うものの、実体のサーチ・審査業務は各庁によって行われる。つまり、ドナウ特許庁は、実質的に3庁の技術的知見を有する審査官によって構成される。

HIPO とオーストリア特許庁（APO）は、2009年に議論を開始しており、2011年秋には、ルーマニア発明商標庁が参加を表明した。事前に合意されているタイムテーブルには、国際的および欧州での承認が得られれば、ドナウ特許庁は2013年に業務を開始することが記されている。なお、HIPO が1月23日に行ったプレスリリースによれば、中欧地域の出願人に対してハンガリー語および英語での国際調査および国際予備審査の手続きを提供することが予定されている。

HIPO のベンゼル長官は、2010年6月にブダペストで開催された LES 欧州会合において、ドナウ特許庁の設立に言及した上で、基本的な考え方は北欧特許庁（加盟国は、デンマーク、ノルウェー、アイスランドの3か国）と同様であると述べており、欧州の PCT-ISA および IPEA としては、欧州特許庁と北欧特許庁に次いで3番目の広域特許庁となることが見込まれる。

なお、APO は、現在、PCT-ISA および IPEA であるが、欧州域内からの PCT 出願は取り扱っていない。オーストリアの公用語が欧州特許庁（EPO）の公式言語と同じドイツ語であるため、欧州特許条約（EPC）の付属書である集中化議定書との関係では PCT-ISA および IPEA として活動することは原則として許容されておらず、EPO との取決めにより途上国の国民からの PCT 出願についてのみ例外的に PCT-ISA および IPEA として活動することが認められている。また、これらの PCT 業務の一部は HIPO へと外注されている。

一方、英独仏の EPO 公式言語を公用語としないハンガリーおよびルーマニアの各庁は、集中化議定書との関係においては PCT-ISA および IPEA として活動することが可能であるも

のの, PCT-ISA および IPEA の最小限の要件として PCT 規則 36.1(i)および 63.1(i)に規定される審査官数 100 人以上を単独で満たすことが困難な状況であったと考えられる。

— HIPO によるプレスリリースは, 以下参照 (ハンガリー語) —

[Szándéknyilatkozat közép-európai szabadalmi intézet létrehozataláról](#)

— ドナウ特許庁の設立までの経過についての欧州知的財産ニュースは, 以下参照 —

[中欧 3 か国, ドナウ特許庁の設立へ前進 \(2012 年 1 月 25 日\) \(PDF\)](#)

— APO から HIPO への PCT 業務の外注についての欧州知的財産ニュースは, 以下参照 —

[欧州知的財産ニュース 2008 年 9~10 月号 \(Vol.28\) \(PDF\)](#)

(以上)